

★★★★ 認定された「沖縄県産リサイクル製品」★★★★



県では、主に日用品として使用されるリサイクル製品を対象とする

沖縄県産リサイクル製品利用促進制度

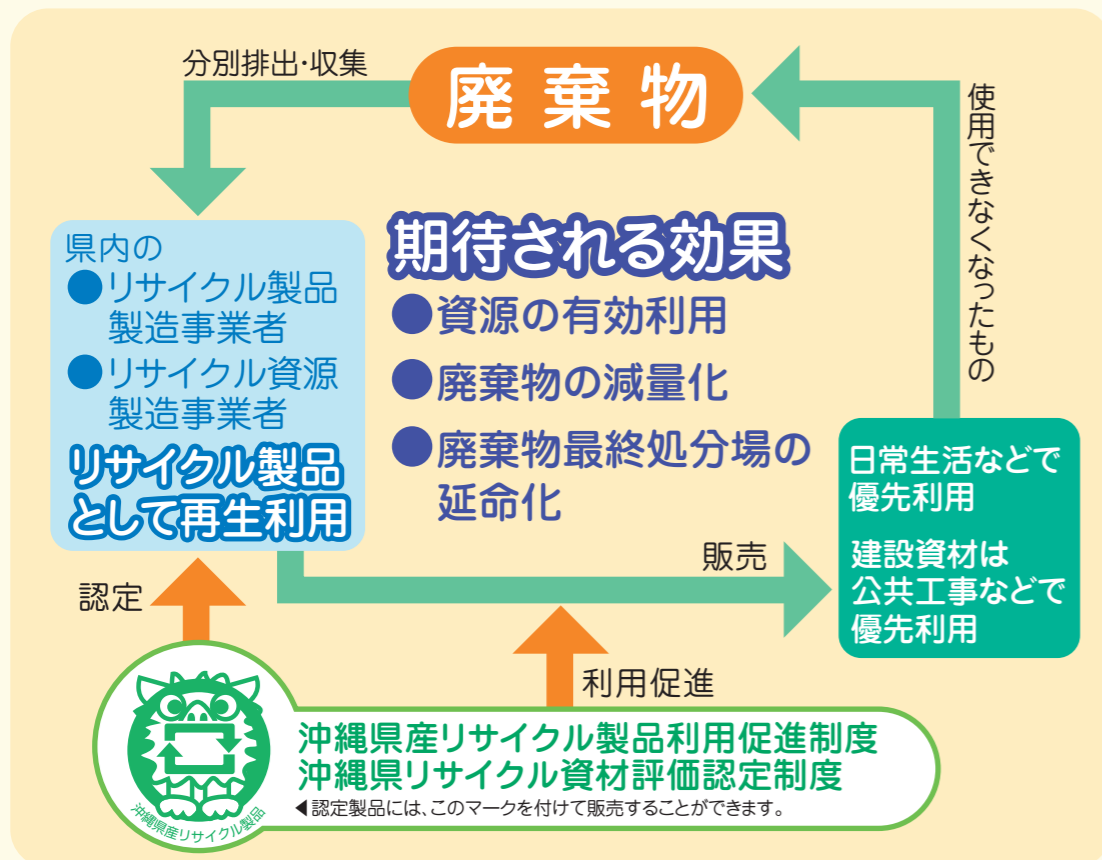
後埋め立てられる廃棄物の量が限られているため、県域内での資源の循環システムを築くことが重要です。



沖縄県産リサイクル製品について

リサイクル製品を  
使用しましよう

身近で「リサイクル製品」を目にする機会が増えていませんか？  
 リサイクル(Recycle)は、廃棄物削減の効果的な手段として、リデュース(Reduce)や再生利用(Reuse)の発生抑制(リユース)ともいわれています。  
 県では、リサイクル製品の利用拡大のため、「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」を実施しています。



「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」と、建設資材を対象とする「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」を設けています。

また、近年では、リサイクルを促進するために、「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」、「容器包装リサイクル法」など、さまざまな製品を対象にした法律が制定されました。

循環型社会とは？

「循環型社会」とは、「限りある資源の消費を抑え、環境への負荷をできる限り減らす社会」のことを指します。「資源の消費を抑える」とは、具体的には次のように取り組むことをいいます。

- 1 製品の廃棄をできる限り抑える(リデュース)
- 2 廃棄物を循環資源として、再生利用(リユース)や再生利用(リサイクル)する
- 3 1、2ができないものについては、適正に処分する

現在、日用品三製品、建設資材三七六製品が県産リサイクル製品と



県内における廃棄物の現状

「廃棄物」とは、日常生活などでいらなくなったものをいい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。会社などの事業活動から出る廃棄物のうち、法令で定めるものを産業廃棄物とし、それ以外の家庭ごみなどを一般廃棄物としています。

県内における廃棄物の排出量は、一般廃棄物が若干の減少傾向にあり、産業廃棄物も一定の水準で推移していますが、「循環型社会」の形成に向けて、今後さらに排出量の抑制と、再生利用の促進が求められています。

リサイクル製品を使おう

資源を有効に利用するため、事業者は、省資源化や資源の再利用、再生利用に取り組んでおり、行政もさまざまな支援を行っています。循環型社会を形成するためには、これらの取り組みと併せて、消費者である県民一人ひとりが環境に配慮して行動することが重要です。県産リサイクル製品の積極的利用にご理解とご協力をお願いします。

- 各制度についての詳細は
- 沖縄県産リサイクル製品利用促進制度  
 県環境整備課 TEL.098-866-2231
  - 沖縄県リサイクル資材評価認定制度  
 県技術管理課 TEL.098-866-2374
- にお問い合せください。  
 また、県ホームページでもご覧になれます。

お問い合わせ 県環境整備課 TEL : 098-866-2231 FAX : 098-866-2235